

広島市告示第187号

令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島港さん橋、似島さん橋及び似島学園前さん橋の栈橋入場料並びに広島港さん橋の駐車場駐車料、広島市営さん橋の栈橋係船料、栈橋入場料及び船舶給水施設使用料並びに広島市草津岸壁の港湾施設用地使用料、岸壁係船料及び荷さばき所使用料の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 名称
一般財団法人広島市都市整備公社
 - (2) 代表者の職氏名
理事長 油野 裕和
 - (3) 住所又は事業所の所在地
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日